



県内自治体初！ タブレット端末で遠隔手話通訳サービスを開始 ～市役所窓口でコミュニケーションバリアフリーを進めます～

生駒市は、手話通訳や筆談を必要とする人と円滑なコミュニケーションをとるため、タブレット端末を利用した遠隔手話通訳や筆談のサービスを始めました。これは、今年4月に施行した「手話言語の普及並びに障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例」に基づき実施するもので、県内自治体初の取組です。タブレット端末は障がい福祉課の窓口を設置し、必要に応じて各課の窓口で使用もできます。



今後も、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の環境整備を進めます。

■来庁者と職員の対話をオンラインで翻訳

タブレット端末に映し出された手話通訳者が、来庁者と手話で会話した内容を職員に音声で伝え、職員との会話を手話で来庁者に伝えるものです。

これまで市役所窓口で手話通訳が必要な場合は、手話通訳者を事前予約制で福祉センターから派遣していました。今後は、事前予約がなくてもタブレット端末を利用した手話通訳も選択していただけます。



(写真①)

■タブレット等を利用した筆談サービス

音声を文字に変換するアプリを導入したタブレット（写真①）と、書いた文字をワンタッチで消すことができる電子メモパッド（写真②）を導入しました。

これまでの紙やペンを使用した筆談に比べ、よりスムーズな対話が実現します。



(写真②)

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市障がい福祉課（課長 金子、課長補佐 大畑） ☎0743-74-1111(内線 791、792)